

補助金概要調書

補助金名	心身障害者扶養共済掛金補助金			
所管部課	福祉保健部障がい者支援課 (TEL 23 - 5159(直通))			
補助対象者	米子市に住所を有する鳥取県心身障害者扶養共済制度加入者			
補助開始年度	昭和46年			
交付目的	障がい者を扶養する保護者に万一(死亡、重度障がい)のことがあった場合、月額2万円の終身年金を障がい者に支給する心身障害者扶養共済制度において、その掛金の一部を助成することにより、保護者の経済的負担を軽減し、障がい者の将来的な生活の安定と福祉の増進に資する。			
補助金額と過去の補助実績 ()は一般財源額	H17年度実績	H18年度実績	H19年度実績	H20年度予算額
	384千円 (384)千円	467千円 (467)千円	448千円 (448)千円	340千円 (340)千円
補助事業の内容	補助対象者が行う心身障害者扶養共済掛金の支払			
補助事業に係る経費	補助事業の全体経費		1,648千円	
	内補助対象経費		1,648千円	
	補助対象経費の内訳		心身障害者扶養共済掛金 1,648千円	
補助金額の算出方法	補助率、補助額の考え方		定率補助 生活保護世帯:掛金の30%を補助 市民税非課税世帯:掛金の25%を補助 市民税均等割世帯:掛金の10%を補助 2人目加入世帯:掛金の30%を補助	
	限度額		無	
補助金の財源等	市単独	一般財源	特定財源 ()	
	国県等 協調	直接補助	国 / 県 / 市 / その他() /	
		間接補助	国 / 県 / 市 / その他() /	
補助事業の効果及び効果の検証方法等	【補助事業の効果】 心身障害者扶養共済制度に加入する保護者の経済的負担を軽減し、障がい者の将来的な生活の安定と福祉の増進に資する。 【効果の検証方法】 毎年度における年金受給権者の現況を確認する。			
終期の設定 (例外を適用する場合にはその理由等)	道府県と政令指定都市が条例に基づき運営する「心身障害者扶養共済制度」は任意加入の共済制度であるが、福祉の観点から安い保険料で年金を給付していることに加え、障がい者の平均寿命の伸びや運用利回りの低下で財源不足が深刻化し、国は本年4月から保険料を引き上げたうえで制度を継続している。 障がい者の生活の安定、福祉の増進及び障がい者の将来に対して保護者の抱く不安の軽減、並びに本年度から更に増す加入者の経済的負担の軽減及び加入の促進を図るため、当該補助事業は継続することが適当である。			
その他参考事項 (過去の見直しの経過等)	鳥取県では、心身障害者扶養共済制度加入者の市町村民税課税状況及び加入に係る障がい者人数に応じて、掛金の減免制度を設けている。			